

天皇海山群において我が国底魚漁業が今後行う措置の概要

1 着底トロール漁業の場合

(1) 脆弱な海洋生態系に対する悪影響の緩和措置

- ① 宝石サンゴ（注）の発見された光孝海山の南東部の一部を暫定的に閉鎖
（別添参照）
- ② 1,500 m以深の操業を暫定的に停止
- ③ 北緯 45 度以北における暫定的操業停止を継続

(2) 深海漁業資源の持続的利用のための措置

- ① 実操業隻数を 7 隻以内に抑えるとともに、更なる削減を検討
- ② 漁獲圧を 1997 ～ 2006 年の 10 年間の平均値から 20%削減
- ③ 上記②を達成するために、11 月及び 12 月の操業停止を含む規制措置を導入

2 底刺し網漁業の場合

(1) ①～③ 着底トロールに同じ

- ④ 刺し網の網地を海底から 100cm 以上垂直方向に浮かせて敷設

(2) ①実操業隻数を 1 隻に抑える。

- ②～③ 着底トロールに同じ

注：宝石サンゴとは、八放サンゴ亜綱ヤギ目サンゴ科のうち、*Corallium* 属の種を指し、主に装飾品として使用されるもの。

光孝海山における宝石サンゴ保護のための閉鎖水域

